

八尾空港西側跡地検討会議設置要綱

(名 称)

第1条 本会議は、「八尾空港西側跡地検討会議」（以下「検討会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 大阪・八尾両市に跨る八尾空港西側跡地について、周辺地域におけるまちづくりに配慮した土地利用や跡地の資産価値を高めること等、効果的な処分方法について検討を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 検討会議は、国及び大阪市並びに八尾市のうち、別表に掲げる者により構成し、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

- 2 検討会議には座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は検討会議を代表し、会務を総括する。

(会 議)

第4条 検討会議は必要に応じ、座長が招集し開催するものとする。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 3 検討会議の下に、検討会議構成組織からなる作業部会を置き、必要に応じオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第5条 事務局を、大阪市計画調整局及び八尾市都市整備部におき、会議の事務を処理する。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、協議して決定する。

附則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別 表

八尾空港西側跡地検討会議 構成		
委 員	橋本 三喜昭	国土交通省大阪航空局総務部長
委 員	来田 忍	財務省近畿財務局管財部長
委 員	寺本 譲	大阪市計画調整局長
委 員	村上 慶太郎	八尾市副市長

八尾空港西側跡地検討会議作業部会 構成		
会 員	湯川 雅仁	国土交通省大阪航空局総務部管財調達課長
会 員	佐藤 光敏	財務省近畿財務局管財部統括国有財産管理官
会 員	木下 正浩	大阪市計画調整局開発調整部地域開発担当課長
会 員	河野 聡	八尾市政策企画部政策推進課長
会 員	北尾 章	八尾市都市整備部都市政策課長

八尾空港西側跡地検討会議 構成		
オブザーバー	松枝 俊明	大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事
オブザーバー	泉 憲	大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事

八尾空港西側跡地検討会議作業部会 構成		
オブザーバー	櫻井 正博	大阪府政策企画部広域調整室事業推進課事業推進グループ主査
オブザーバー	高須賀 俊介	大阪府大阪都市計画局計画推進室計画調整課調整グループ課長補佐